

FAX

送付先： 各位 発信元： 古川町商工会 向林

FAX 番号： 送付枚数： 3（この用紙を含む）

件 名： **補助金について**

電話番号： 日付： 1/20/2015

いつもお世話になりありがとうございます。

今年度、小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援するための国の補助金『小規模事業者持続化補助金』がつくれ、これまでに2回募集がかかりました。（古川では5件の方が採択され活用されています。）

全国的に好評で活用する事業者が多かったため、この度2月末に2次公募が行われる見込みとなっています。

2月末に公募がかかりますと、事業期間としては4月から半年程度となると思いますが、4月から12月までの間に、例えば、チラシを発行したい・看板を新設したい・自社HPをつくりたいなど、販路開拓集客力UPのための取り組みをしたいという方はありませんか？

この補助金でその経費の 2/3(上限50万円)が補助されます。

とても使い勝手のいい補助金なので建築・建設関係業種のみなさまにもぜひ活用いただきたいと思いお知らせしたわけですが、この補助金の説明をかねて「経営計画書作成セミナー」を別紙のとおり開催します。（補助金の申請にはこの経営計画書が必要です。）もちろん書類作成に当たっては私どももフォローしますし、個別に先生に相談いただける日も設けています。

ぜひ前向きにご検討いただければ幸いです。

古川町商工会 担当：向林 <http://www.furukawasci.net>

TEL73-2624 Fax73-6123



小規模事業者のための 経営計画書作成セミナー

本セミナーは、「**小規模事業者持続化補助金**」の申請のために必要な経営計画書を作成することを目的としたセミナーです。

小規模事業者持続化補助金とは、

商工会の助言を受けながら、「販路拡大などのための経営計画」を作成し、チャレンジしていく小規模事業者に対する補助金制度です。この事業は、**持続的な経営に向けた経営計画に基づく**、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部(補助上限50万円・補助率2/3)を補助するものです。(詳しくは裏面に記載)

例えば・・・

- 販路拡大のために
- ・看板を設置したい!
- ・チラシやリーフレットをつくりたい!
- ・展示会を開きたい!

などなど、、、

販路拡大をして持続的な経営を行っていくために必要だと思われる取り組みについて補助されます

日程 1月30日(金) / 19:00~22:00
会場 古川町商工会研修室
定員 20名(申込先着順)
受講料 無料
対象者 小規模事業者

常時雇用する従業員数が5名以下の商業・サービス業(宿泊・娯楽業を除く)、20名以下の製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)に該当する事業者。

内容 小規模事業者持続化補助金の概要説明
経営計画書の内容
小規模事業者持続化補助金申請書の書き方とポイント ほか
※なお、2月23日(月)に個別に申請書のブラッシュアップのための相談日を設けます。(申込みが必要です。)

講師 (株)道家経営・法務事務所
中小企業診断士行政書士・知的財産アナリスト 道家 睦明 氏
笠松町に本社を置き、県内を中心に幅広く活躍されています。経営計画の作成や契約、遺産相続などでは、専門的ノウハウを持っておられます。



セミナーに参加を希望される方は、下記の申込書の申込必要事項を明記のうえ、FAX、メール等で1/25までに古川町商工会までお申し込みください。

【古川町商工会】 FAX. 73-6123 TEL. 73-2624 ✉ furukawa@ml.gifushoko.or.jp

小規模事業者のための 経営計画書作成セミナー **参加申込書**

事業所名			
参加者氏名			
住所	〒		
TEL		FAX	

「小規模事業者持続化補助金」の概要

小規模事業者持続化補助金とは、

商工会の助言を受けながら、「販路拡大などのための経営計画」を作成し、チャレンジしていく小規模事業者に対する補助金制度が創設されました。

小規模事業者のほとんどは経営資源が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会議所を活用しながら、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ります。

この事業は、**持続的な経営に向けた経営計画に基づく**、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部（補助上限50万円・補助率2/3）を補助するものです。

●補助対象者 **下記の表に該当する「小規模事業者」のみ**

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※小規模事業者者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

●対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

《対象となる取り組みの例》

- ①**広告宣伝**
・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②**集客力を高めるための店舗改装**
・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③**商談会・展示会への出展**
・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④**商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更**
・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

●補助対象経費

広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費

●補助率・補助額

補助率 補助対象経費の 2/3以内 ※補助金は交付決定後、実施をした上での『精算払い』となります。
補助額 上限 50万円（雇用を増加させる取り組みは上限 100万円）

●申請手続

申請には、古川町商工会で作成する「事業支援計画書」の添付が必須要件となっています。

●公募要領等

下記アドレスにて公募要領及び申請に必要な書類が確認できます。

<http://www.jizokukahojokin.info/>

●手続きの期限等

今年度はH26. 3月末締切の第1次受付とH26. 5月末締め切りの第2次受付（1次公募）の2回の締め切りで公募がありました。そしてこの度2月末に第2次公募が行われる見込みとなっています。また、27年度に入ってからまた公募がある見込みと聞いています。

おそらく2次公募が行われ受付が開始となってから受付締め切りまでは年度末ということもあり短いと思われます。今回のセミナー受講後、早速ご自身の申請書の作成をスタートされることをオススメします。

また、今回のセミナーを受講した上で補助金の申請を行うか否か決断いただいても構いませんのでぜひお気軽に受講ください。